

学校いじめ防止基本方針

明石市立明石商業高等学校

1 本校の教育方針

「自立・親和・感謝」の校訓の基、自主自立・協同親和の精神に富み、何事にも感謝する心を持つ人材の育成をめざしている。そのため次の教育目標を掲げる。

- (1) 専門教育の充実と特色ある学校づくりに努め、望ましい職業観を確立し、世界の産業界で活躍できる人材の育成を図る。
- (2) 自らの責任を果たし、規律と義務を尊重し、真の自立心を持つ人材の育成を図る。
- (3) 知性を磨き、節度と礼儀をわきまえ、自信と誇りを持ち、協同親和の精神に富む人材の育成を図る。
- (4) 確かな人権意識を育み、他者を思いやり、自己を尊重し、感謝する心を身に付け、豊かな人間性を持つ人材の育成を図る。

これらの教育方針を踏まえ、全教職員が、人権の大切さについて理解し、保護者や地域、関係諸機関と連携し、また、支援を受けながら、全ての生徒が安全に安心して有意義に学校生活を送ることができるように、指導・支援体制を構築し、いじめを許さない学校づくりを推進するために、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

人間は共に生きているという原点に立って、温かい心を育み、お互いを思いやり人格を尊重しながら成長し合うような豊かな人間性を育み、暴力を許さず生命や人権を守る教育を計画的・組織的に推進し、いじめの未然防止を図る。また、各教職員が持つ生徒情報を全教職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応を図り、迅速に解決するために、以下の指導体制を構築し取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見できるようチェックリストを別に定める。

【別紙2 チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、防止のための取組、早期発見の在り方、対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や市教育委員会事務局児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、明石市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

地域から愛され、信頼される学校を目指している本校は、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があり、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会、学年保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、この基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。これに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域との連携を積極的に図るため、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、保健部長、学年主任、養護教諭等で構成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、弁護士、市教育委員会児童生徒支援課職員などからなるメンバーを適宜編成する)
- 教育相談委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するため、必要に応じて個別支援計画を立てる。

組織図

面談、アンケート等により積極的に把握

発見・注意

加害者
いじめ・からかい・暴力等



被害者

傍観者

他生徒・教師・保護者

相談・訴え

事実確認

相談・訴え

事実確認

担任・学年・部活動顧問・教師・養護教諭

- 【関係機関】**
- ・ 明石警察署
生活安全課少年係
(078) 922-0120
 - ・ 明石少年サポートセンター
(078) 924-9535
 - ・ 県警本部サイバー犯罪対策課
(078) 341-7441(代)
 - ・ 明石市青少年育成センター
 - ・ 社会福祉協議会

助言

報告

報告

相談・連携

生徒指導部

報告

校長・教頭

助言

市教育委員会
児童生徒支援課

生徒指導部会
教育相談委員会
人権教育推進委員会

連携
情報交換

【いじめ対策委員会】

校長	教頭	生徒指導部長
保健部長	各学年主任	養護教諭

その他状況に応じて

- ・ 生徒指導担当
- ・ 関係学級担任
- ・ 特別支援コーディネーター

- ・ スクールカウンセラー
- ・ 弁護士
- ・ 市教育委員会児童生徒支援課職員

報告、説明
協議

【家庭訪問】
被害者宅

職員研修会
マニュアル見直し

職員会議

保護者説明会

被害者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 関係教諭
- ・ 生徒指導部

加害者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 関係教諭
- ・ 生徒指導部

傍観者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導部

保護者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導部

マスコミへの対応

- ・ 校長
- ・ 教頭

継続的指導

再発防止・未然防止

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらやちょっかいを出したりしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◆ 日常の行動・表情の様子

- 活気がなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくとき涙ぐんでいる
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◆ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、からかわれたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる

◆ 昼食時間

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べるが多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◆ 清掃時間

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◆ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされている
- 持ち物が壊れたり、隠されたりする
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ボタンがとれていたり、ポケットが破れたりしている
- 衣服に靴跡がついているなど汚れたり、髪が乱れたりしている
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 必要以上にお金を持ってきて、友人におごる

いじめている生徒

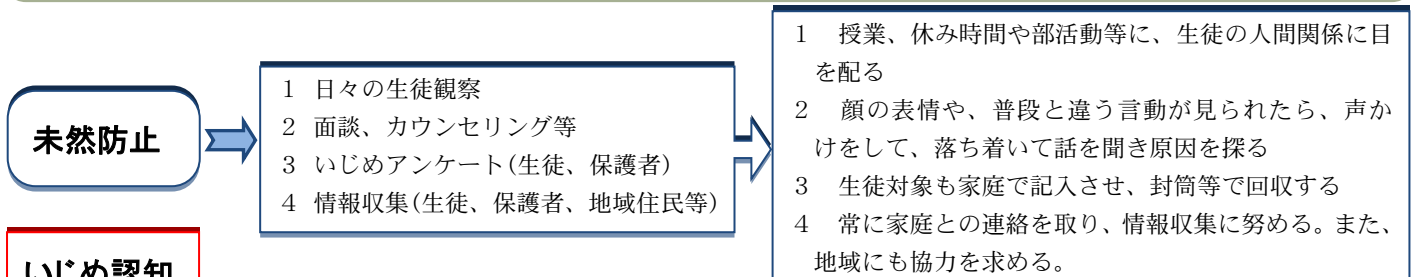
- 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 教師が近づくと、集団が不自然と分散する
- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思い、言動が乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもっている
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- グループで行動し、他の生徒を威嚇したり指示を出したりする
- 友人や仲間との会話の中に差別意識が見られる

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画作成 [職員会議 ※1]	出身中学校との情報交換	個人面談 個人状況把握 ※3 教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会 ※5 保護者向け啓発 ITサイバー犯罪	ITサイバー犯罪研修会 ※6	教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
6月		人権LHR 2時間	教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
7月	事案発生時、緊急対応会議の適時開催		いじめアンケート ※2
8月		人権研修会	三者面談 (個別面談) 生活状況把握
9月		PTA朝のあいさつ運動	教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
10月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) 保護者会 ※5		教育相談 (月2回) スクールカウンセラー いじめアンケート
11月		人権LHR 2時間	教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
12月		カウンセリングマインド研修 ※4	
1月			教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
2月		人権LHR 1時間	いじめアンケート 教育相談 (月2回) スクールカウンセラー
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正		教育相談 (1回) スクールカウンセラー

- ※1 職員会議
いじめ防止基本計画を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 いじめアンケート
各学期に1回いじめの実態把握のアンケートを実施する。(生徒、保護者)
- ※3 個人面談／三者面談
年度当初、夏季休業中に個人面談を実施し、生活状況把握を行うとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。
また、必要に応じて個別面談を実施する。
- ※4 カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。
- ※5 保護者向け啓発／研修
PTA総会や保護者会等を活用して、いじめを含む生徒の様々な情報を収集する。
- ※6 ITサイバー犯罪研修会
ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の情報ネットワークに関するトラブルやネットによるいじめ等について教職員・生徒だけでなく保護者も対象に研修会を実施する。(講師の都合等により日程変更あり)
- 年間を通じて、登校指導を兼ね、あいさつ運動を実施する。

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱えこむことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。

※ 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成 25 年 1 月版)を参照



いじめ認知

※ いじめ認知時の組織的対応については、「I 校内指導体制及び関係機関 組織図」を参照

被害者への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示す。
- 3 学校は、味方であるという姿勢を示す
- 4 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- 5 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する

被害者の保護者への対応

- 1 速やかに家庭訪問等を行い、正確な事実関係を伝え、今後の対応について保護者の思いを聞く等誠意ある対応で信頼関係を築く
- 2 いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- 3 指導方針への理解を求める
- 4 継続して家庭との連携を図る

加害者への対応

- 1 いじめた気持ちや状況等を十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、教育的な配慮を行いながら、毅然とした姿勢で粘り強く指導を行う。
- 3 いじめは決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させる

加害者の保護者への対応

- 1 速やかに家庭訪問等を行い、正確な事実関係を伝え、家庭での指導(話し合い)を依頼する
- 2 学校としてよりよい解決を図っていくことを伝える
- 3 具体的な助言を与え、立ち直りへの協力を依頼する

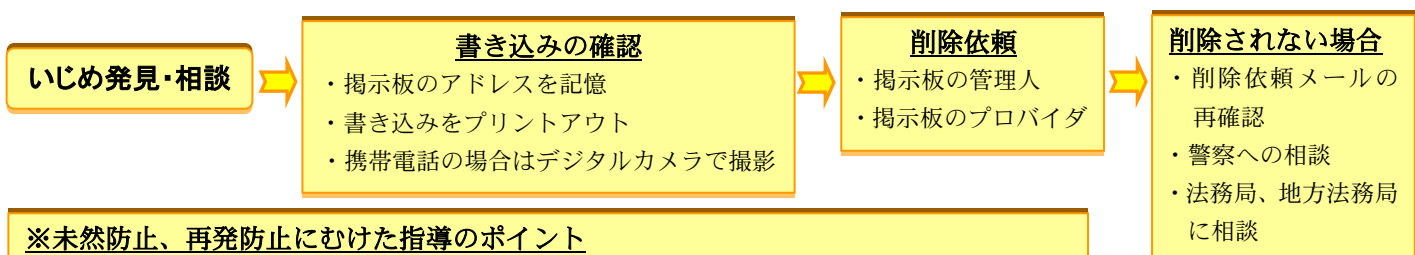
傍観者、クラスへの対応

- 1 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- 2 はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- 3 いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる
- 4 いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

保護者からの相談への対応

- 1 保護者がいじめられていると思いで訴えてきた場合、クレーム扱いせず、丁寧に事実確認をする
- 2 事実が確認できない場合は、学校の対応方法を説明して理解を求め、継続して見守っていくことを伝える

ネット上でいじめが発覚した時の対応



※未然防止、再発防止にむけた指導のポイント

- ・ 誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、決して許される行為ではない
- ・ 書き込みを行った個人は必ず特定される
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり検挙されることもある
- ・ GPS の位置情報により、ストーカー被害に遭うなど犯罪に巻き込まれることがある
- ・ 一度流失した情報(画像等)は、簡単には回収できない(就職等にも影響する)

削除確認

- ・ 生徒・保護者等への説明